

						労委会長が3名を指名) 男女雇用機会均等法の紛争:女子船員機会均等調停委員会(公益委員の中から船労委会長が3名を指名) 個別労働関係紛争:あつせん委員(公益委員の中から船労委会長が3名を指名)	(平成12年10月から開始)				
中央建設工事紛争審査会	行政型(建設業法)	国土交通省	昭和31年	建設工事の請負契約に関する紛争	斡旋、調停、仲裁	委員及び特別委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、国土交通大臣が任命。原則として、斡旋は1名、調停・仲裁は3名(仲裁委員のうち1名は弁護士有資格者)。委員:15名、特別委員:140名(平成14年1月現在)	39件	斡旋:3ヶ月程度調停:10ヶ月程度 仲裁:1年6ヶ月程度	リーフレット、HP、手引書等受理件数等の四半期ごとの公表	手数料収入、政府予算(委員手当、交通費等)	有料(求める価額に応じた申請手数料、手続費用は当事者負担)

(財)自賠償保険・共済紛争処理機構	民間団体型(公益法人(自賠法上の指定を予定))	国土交通省・金融庁(共管)	平成13年	交通事故による自賠償保険の保険金支払等に係る紛争	調停	紛争処理委員(弁護士、医師、学識経験者等で構成)	N. A.	N. A.	非公開	政府予算、運用財産	無料
(社)日本旅行業協会	民間団体型(公益法人)	国土交通省	昭和34年	旅行者等が取り扱った旅行業務に関する苦情	苦情処理・相談	消費者相談室(相談員5名により構成)	苦情処理:12件 相談:2,234件	苦情処理:平均4ヶ月 相談:随時	事業報告書	旅行会社の会員会費	無料
(社)全国旅行業協会	民間団体型(公益法人)	国土交通省	昭和40年	旅行者等が取り扱った旅行業務に関する苦情	苦情処理・相談	協会職員(苦情弁済担当部長)	苦情処理:137件 相談:166件	苦情処理:平均3ヶ月 相談:随時	仲裁統計年報にて処理状況を公表	協会予算	無料
(財)日弁連交通事故相談センター	民間団体型(公益法人)	国土交通省	昭和42年	交通事故に関する民事上の紛争	相談、斡旋、審査(約定により再共済連等は評決に拘束)	弁護士	相談:31,649件(うち示談斡旋2,070件)	約2ヶ月(示談斡旋)	タウンページ、タウン誌、HP等	政府予算、日弁連からの寄付、共済等5団体からの事務委託費、施設運用費	無料
(社)日本海運集会所	民間団体型(公益法人)	国土交通省	昭和8年	国際・国内海事関連の紛争	相談、斡旋、調停、仲裁	仲裁人は、関係業界の役員、弁護士、大学教授	仲裁:15件 相談:約900件	11ヶ月(仲裁)	HP、機関誌、仲裁判断全集等	会費、手数料、刊行物収入等	斡旋、調停、仲裁は、有料(仲裁の場合、請求金額に応じ

(財)不動産適正取引推進機構(特定紛争処理)	民間団体型(公益法人)	国土交通省	昭和59年	不動産取引に関する紛争	調整、仲裁	委員(30名以内)は、弁護士、建築士、不動産鑑定士、公認会計士並びに法律、土木、建築、不動産等の分野の学者・技術者。調整及び仲裁は弁護士を含む3名又は2名	5件	約4ヶ月	機関誌「RETIO」(プライバシーに配慮)	運用財産(関係団体等からの寄付及び会費)	無料
指定住宅紛争処理機関	民間団体型(住宅品確法の規定により、国土交通大臣が公益法人又は弁護士会の中から指	国土交通省	平成12年(51弁護士会)	住宅品質確保促進法に基づく建設住宅性能評価書が交付された住宅(評価住宅)の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争	あっせん、調停、仲裁	委員(10名以上)を弁護士会会長が選任。斡旋、調停、仲裁ともに3名以内(うち1名は弁護士)	0件	統計なし(6ヶ月を目標)	HP、パンフレット、政府広報、年報	住宅紛争処理支援センターからの助成金(指定住宅性能評価機関からの負担金等)及び申請手数料	有料(申請手数料10,000円)

13弁護士会(14センター)の仲裁センター	弁護士会型(各弁護士会ごとに会則により設立)		第1号(第二東京弁護士会仲裁センター)は平成2年	特段の限定なし	あっせん、仲裁	(第二東京弁護士会仲裁センターの場合)10年以上の弁護士経験者、学識経験者・裁判実務に精通する者	(14センター合計)874件	(14センター平均)99日(平均審理回数3.5回)	仲裁統計年報で処理件数等を公表。他に紛争解決事例集、利用ガイド、パンフレット、HP、仲裁センターだより等	弁護士会予算、手数料収入	(二弁の場合)有料(申立手数料:10,000円、期日手数料:各当事者より5000円、成立手数料は解決額に応じて基準により算定)
-----------------------	------------------------	--	--------------------------	---------	---------	--	----------------	---------------------------	--	--------------	---

※1 原則として、民-民間の紛争を取り扱う機関を対象に、事務局で入手した範囲の情報に基づいて作成したものであり、すべてのADRを網羅するものではない。

※2 特記のないものは、平成12年(度)の計数

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（概要）

紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的に、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続（民間事業者が行ういわゆる調停・あっせん）の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る。

第1 基本理念等

裁判外紛争解決手続に関し、その基本理念（公正かつ適正な実施等）及び国等の責務（国民の理解の増進等）について定める。

第2 民間紛争解決手続の業務の認証制度

1 認証

- (1) 和解の仲介（いわゆる調停・あっせん）の業務を行う民間の紛争解決事業者は、申請により、その業務の適正性を確保する観点から必要とされる一定の要件に適合するものであることにつき、法務大臣の認証を受けることができる。
- (2) 法務大臣は、認証に当たり、認証審査参与員（民間紛争解決手続に関する専門的な知識経験を有する者のうちから法務大臣が任命）から意見聴取を行う等所要の手続を経る。

2 利用者への選択の目安の提供

- (1) 認証を受けた紛争解決事業者（認証紛争解決事業者）は認証を受けている旨及び業務に関する一定の情報の提供を行うものとともに、法務大臣はこれらの情報を公表できるものとし、利用者への選択の利便に資するようにする。
- (2) 認証紛争解決事業者でない者は認証を受けていると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

3 法律上の効果の付与等

- (1) 時効の中断
認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）の終了後1か月以内に訴訟手続に移行する等一定の要件を満たす場合には、認証紛争解決手続における請求時に遡って時効中断の効力が発生する。
- (2) 訴訟手続の中止
当事者間に認証紛争解決手続によってその紛争の解決を図る旨の合意があり、当事者の共同の申立てがある等の一定の要件を満たす場合には、受訴裁判所は、一定の期間を定めて訴訟手続を中止することができる。

(3) 調停の前置に関する特則

訴え提起前に裁判所の調停を経なければならない事件のうち一定のものについて、訴えの提起前に認証紛争解決手続を経ている等一定の要件を満たす場合には、原則として、調停の前置を要しない。

(4) その他

認証紛争解決事業者（手続実施者を含む。）は、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

4 認証の基準等

(1) 認証の基準

業務対象となる紛争範囲に応じて適切な手続実施者（いわゆるあっせん人・調停人）を選任するための方法、手続実施者が紛争当事者と利害関係を有する場合等にその手続実施者を排除するための方法、弁護士でない者が手続実施者となる場合の弁護士の関与に関する措置等を定めていること等その業務が一定の基準に適合すること。

の業務を行うのに必要な知識・能力、経理的基礎を有すること。

(2) 欠格事由

暴力団員等一定の事由に該当する者は認証を受けることができない。

5 認証紛争解決事業者の義務

認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務の補助者等として使用してはならない。また、利用申込み者に手続実施者の選任に関する事項等を説明するとともに、実施した手続に関し所要の事項を記載した書類を作成・保存しなければならない。

6 報告等

(1) 認証紛争解決事業者は、事業年度ごとに、事業報告書等一定の書類を作成し、法務大臣に提出しなければならない。

(2) 認証紛争解決業務の適正な運営を確保するため、法務大臣は、一定の要件の下で、認証紛争解決事業者に対して、報告の徴求、検査、業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告・命令、認証の取消しを行う。

なお、法務大臣は、報告の徴求等に当たっては、利用者との信頼関係に基づいて成り立つものであること等民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならない。

7 その他

公布の日（平成16年12月1日）から2年6か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(消費者行政機関等)

内閣府国民生活局消費者調整課長	西村 保男
国民生活センター相談調査部長	井口 尚志
東京都消費生活総合センター所長	永野 実
日本司法支援センター事務局次長	佐川 孝志

(消費者団体)

金融オンブズネット、埼玉大学経済学部非常勤講師	原 早苗
全国消費者団体連絡会事務局消費者関連法担当	蓮澤 敦子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	青山 理恵子

(業界団体・自主規制機関)

金融先物取引業協会業務部長	原田 俊介
信託協会事務局長兼信託相談所長	平岡 守
生命保険協会生命保険相談室長	竹中 肇
全国貸金業協会連合会苦情処理委員長	矢野 利平
全国銀行協会業務部長	辻 松雄
全国信用金庫協会業務管理部長	伊原 進
全国信用組合中央協会業務部審議役	井上 裕二
全国労働金庫協会業務部長	小林 辰弥
投資信託協会投資者相談室長	川口 隆也
日本証券業協会証券あっせん・相談センター所長	白石 勝
日本証券投資顧問業協会業務部長	高谷 哲司
日本商品先物取引協会自主規制部部長	浜地 敏明
日本商品投資販売業協会総務・業務部長	吉澤 恒男
日本損害保険協会そんがいほけん相談室企画グループグループリーダー	坂本 仁一
農林中央金庫総合企画部部長代理(農漁協系統金融機関代表)	宇都宮 正一
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口 真紀子
前払式証票発行協会事務局長	永澤 修

(弁護士会)

総合法律事務所あおぞら	大川 宏
長島・大野・常松法律事務所	井上 聡
港共同法律事務所	石戸谷 豊

(学識経験者)

東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子
東京大学大学院法学政治学研究科教授	岩原 紳作
一橋大学大学院法学研究科教授	山本 和彦

(金融当局)

金融庁総務企画局企画課長	桑原 茂裕
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	伊藤 雅男
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	俣木 泰治
厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室室長補佐	嶋田 悦郎
国土交通省総合政策局不動産課不動産投資市場整備室長	佐竹 洋一
総務省郵政行政局貯金企画課長	淵江 淳
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	根本 賢治

(敬称略、順不同)